

平成 28 年 6 月 22 日  
厚生労働省

## 民間競争入札実施事業 新規起業事業場就業環境整備事業の実施状況について

### 1 業務の概要

公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された新規起業事業場就業環境整備事業（以下「本業務」という。）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、以下の内容により、平成 27 年度から民間競争入札により実施している。

#### （1）業務内容

労務管理や安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足している新規起業事業場等に対し、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーを実施するとともに、労働時間制度や安全衛生管理に係る専門家を派遣し、普及指導を行うことにより、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化、並びに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。

#### （2）受託事業者決定の経緯

新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項（平成 26 年 9 月策定。以下、「実施要項」という。）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）により、入札参加者 1 者から提出された技術提案書について、労働基準局内に設置した総合評価技術審査委員会において審査した結果、所定の評価基準を満たしていた。また、開札の結果、予定価格の範囲内であったことから、上記事業者を落札者と決定した。

#### （3）受託事業者

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

#### （4）契約期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

#### （5）事業状況評価期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

### 2 確保すべき質の達成状況及び評価

実施要項において定めた「本業務の実施に関して確保されるべき業務の質の達成状況及び当省の評価」は、表1のとおりである。

全ての指標について、目標を上回る実績を上げており、特に「把握する新規起業事業場数」、「セミナー開催数」、「セミナー参加事業場数」は、それぞれ対前年度比163%、122%、135%の実績を上げる等、極めて良好な結果が得られている。

表1 評価事項等一覧

| 評価事項                                    | 指標（目標）                             | 実施結果<br>（対指標比）                        | 評価               |
|---|------------------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 把握する新規起業事業場数                            | 1,080 事業場以上                        | 1,761 事業場<br>(163%)                   | 指標を達成しており、良好である。 |
| セミナー開催数                                 | 各都道府県で最低<br>1回以上、全国で合計<br>54回以上    | 各都道府県で最低<br>1回、全国で合計66<br>回<br>(122%) | 指標を達成しており、良好である。 |
| セミナー参加事業場数                              | 20 事業場程度（1回<br>当たり）                | 約27 事業場（1回<br>当たり）<br>(135%)          | 指標を達成しており、良好である。 |
| 個別訪問による普及指導実施事業場数                       | 400 事業場以上                          | 400 事業場<br>(100%)                     | 指標を達成しており、良好である。 |
| 本業務周知用のポスター、リーフレットの作成                   | ポスター20,000部、<br>リーフレット<br>100,000部 | ポスター20,000部、<br>リーフレット<br>110,000部    | 指標を達成しており、良好である。 |
| セミナーに参加した事業場の満足度                        | 60%以上（他の事業<br>主に勧められるもの<br>か）      | 68.1%                                 | 指標を達成しており、良好である。 |
| 普及指導を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合 | 85%以上                              | 94.3%                                 | 指標を達成しており、良好である。 |

### 3 民間事業者の創意工夫及び改善実施事項

(1) 全支部のコーディネーター（受託者の都道府県支部における本事業の実施を統括管理する者）に出席を求め、年2回の全国運営会議を開催し、本事業の推進に当たっての留意事項や事業の進捗状況等を説明することで、本事業を全国斉一的、効果的かつ効率的に推進できるよう取り組んでいる。

また、1回目の全国運営会議の際には、同時にコーディネーター本部研修を開催し、労務管理マニュアルと事業関係者マニュアルの説明、新規起業事業場に対する指導や助言等に際して必要な情報や資料の提供も行っている。

(2) 平成26年度中に示された労働基準関係判例のうち57例を抽出し、要約を付し、抄録化した上で、コーディネーターや普及指導員に提供し、整備セミナーや個別支援の際に活用することで、参加者や個別支援事業場の納得性を高める

工夫を行った。

#### 4 実施経費の状況及び評価

市場化テスト実施後の平成 27 年度の経費（税抜き。以下同じ。）と、市場化テスト実施前の平成 26 年度の経費を比較したところ、委託費支払額で、対前年度比 96.4%に減少しており、経費削減効果が認められた。

表 2 委託費支払額を比較した経費削減効果

|        | 平成 26 年度<br>(a) | 平成 27 年度<br>(b) | 経費削減効果<br>(b÷a) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 委託費支払額 | 70,343,030 円    | 67,787,790 円    | 96.4%           |
| うち事業費  | 61,418,315 円    | 59,690,829 円    | 97.2%           |
| うち管理費  | 8,924,715 円     | 8,096,961 円     | 90.7%           |

#### 5 全体的な評価

本業務の実施に当たり、確保すべきサービスの質として設定された指標（目標）は、全て達成されていることから、良好に業務が実施されていると評価できる。

また、民間事業者からの改善提案による改善実施や創意工夫もなされているとともに、全体として経費削減も図られていると評価できる。

したがって、本業務の平成 27 年度実施状況について、良好に業務が実施されていると評価できる。

#### 6 今後の業務

##### (1) 今後の競争性の確保のための方策

今期の本業務の受託事業者の決定に際しては、前記 1(2)に掲げるとおり一般競争入札（総合評価落札方式）により実施したが、受託事業者以外の応札者はなく 1 者応札となったところである。

1 者応札となった原因について、入札説明会参加者（受託事業者以外の 1 者）へのヒアリング調査を行ったところ、組織・人員体制の構築が難しいとのことであったことから、この意見を踏まえつつ、今後のさらなる競争性の確保のため、次の方策を検討する。

##### 発注要件の緩和

実施要項に定める各種発注要件については、本業務の質を確保するために必要な事項であるが、これらの一部撤廃・緩和することにより受託事業者の創意工夫を引き出すとともに、本業務の競争性を一層高めることとする。具体的には、次のとおり要件の撤廃又は緩和を行う。

##### ①事務所の設置に係る評価基準の一部撤廃

事務所の設置に関する評価基準として、「本業務を遂行するための拠点を設けているか」、「コーディネーターや普及指導員が効果的に活動できるよう、利便性を考慮した場所に拠点を設置しているか」の2つを設定しているが、前者については、全国に最低でも一つの拠点がなければ、業務が遂行できないため、現状維持とするが、後者については、全国展開している企業や団体に有利となる項目であり、必ずしも必要ではないため、撤廃する。

## ②新規起業事業場の情報把握に係る指標（目標）の撤廃

「市中情報・信用情報・ネット情報・新聞広告といった情報源から、1,080事業場以上の新規起業事業場の情報を収集する」とする現行の指標（目標）について、厚生労働省から提供する新規起業事業場の情報（新規に労働保険に加入する場合に労働基準監督署に提出されている保険関係成立届）の中から、受託事業者を選別させることとして撤廃する。

## ③現行の受託業者が有利となるような評価基準の配点の見直し

評価基準のうち、「応募者が直近3年間に類似事業を実施した実績があるか」については、現行の受託業者のみが有利になる訳ではないが、現行の受託業者であれば、自動的に獲得できるような評価基準であるため、その配点を引き下げる。

## （2）今後の本業務の在り方について

本業務の平成27年度実績に係る検証結果は良好であり、今期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）終了後も引き続き実施するものである。

ただし、競争性の確保については不断の努力が必要であり、次期以降は前記（1）に掲げる取り組みを実施していく。

については、次期（平成29年度以降）においても引き続き民間競争入札を実施することにより、質の高い業務の実施及び更なる競争性の確保に努めてまいりたい。